

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案 参照条文 目次

○ 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三百十号）（抄）	1
○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）	1
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）	1

○ 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三百十号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

第十二条 政府は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術・イノベーション創出の振興に関する基本的な計画（以下この条において「科学技術・イノベーション基本計画」という。）を策定しなければならない。

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）
（国立大学法人に係る改革に関する検討）

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化において、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が果たす役割の重要性に鑑み、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性を尊重しつつ、国立大学法人に係る改革に関し、科学技術・イノベーション創出の活性化の観点から、経営的視点に基づきマネージメントを行う能力の向上、産学官連携の推進並びに若年者である研究者の雇用の安定及び研究開発等に係る環境の整備を図るため、民間資金の受入れの拡大、人事及び給与の在り方の見直し並びに評価の活用等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。